国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（長期継続契約ができるもの） **第二十七条の二**　契約担当者は、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその供給又は提供を受けなければならない。 一　［略］ 二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者が供給するガス ［三・四　略］ （令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日） **第百五条の二十**　令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合は、組合の組合員であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。	（長期継続契約ができるもの） **第二十七条の二**　契約担当者は、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその供給又は提供を受けなければならない。 一　［同上］ 二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者が供給するガス ［三・四　同上］ （令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日） **第百五条の二十**　令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合は、組合の組合員であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。
（医療費の通知） **第百十三条の三の二**　組合は、組合員又はその被扶養者が支払つた医療費の額を当該組合員又はその被扶養者に通知するときは、次の各号に掲げる事項を通知することを標準とする。 一　組合員又はその被扶養者の氏名 二　療養を受けた年月 三　療養を受けた者の氏名 四　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の療養機関の名称 五　組合員又はその被扶養者が支払つた医療費の額 六　所属機関の名称 （老齢厚生年金の請求等） **第百十四条**　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	［条を加える。］ （老齢厚生年金の請求等） **第百十四条**　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。